

あま市国民健康保険条例の一部を改正する条例（素案）

あま市国民健康保険条例（平成 22 年あま市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 9 項」を「第 5 項」に改め、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められて応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。